

令和 7 年琴平町公告第 47 号

「令和 7 年度 琴平町カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務」の公募型プロポーザルに係る手続き開始について、次のとおり公告します。

令和 7 年 10 月 7 日

琴平町長 片岡 英樹

1 公募に付する事項

- (1) 業務名： 琴平町カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務
- (2) 事業の目的： 本業務は、カーナビアプリを活用し、**初詣の交通渋滞を緩和**させることを目的とする。
- (3) 業務内容： 別紙「琴平町カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務仕様書」のとおり。
- (4) 履行期間： 契約締結の日から令和 8 年 1 月 31 日まで
(※渋滞予想期間： 令和 7 年 12 月 31 日 (水) ～令和 8 年 1 月 12 日 (月))
- (5) 契約限度額： 2,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 過去 5 年以内（令和 2 年度から参加表明書の提出日までに履行完了したもの）に、日本国内において、カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務を受注者として実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、町の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

3 応募方法

(1) 参加表明書等の提出

応募希望者は、次のとおり参加表明書等を提出してください。

① 提出書類

a. 参加表明書（様式第1号）

b. 会社概要書（様式2-1）

c. 業務実績書（様式2-2）

※必要事項が記載されていれば任意様式でも可能とする。

d. 国税及び地方税の滞納がない証明書（国税の納税証明はその3の3）

※3ヵ月以内に発行したもの。写しでも可。

② 受付期間：令和7年10月7日（火）～令和7年10月21日（火）まで（土、日、祝日を除く。）

③ 受付時間：8時30分～17時15分

④ 提出方法

持参または郵送により提出すること。（期間内必着）

(2) 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、提案は1応募者あたり1案とします。

① 提出書類

a. 企画提案書（任意様式）

b. 見積書（様式3）※必要事項が記載されていれば任意様式でも可能とする。

② 受付期間：令和7年10月7日（火）～令和7年10月23日（木）まで（土、日、祝日を除く。）

③ 受付時間：8時30分～17時15分

④ 提出方法

持参または郵送（特定記録郵便、簡易書留）により提出すること。（期間内着）

4 受託者の選定方法

企画提案書及び見積書を審査基準に従って審査のうえ、受託者を決定します。なお、審査は書面により行います。

5 選考スケジュール

	実施内容	実施期間または期日
(1)	プロポーザル公告	令和7年10月7日（火）
(2)	質問書の提出期限	令和7年10月14日（火）17時15分まで

(3)	質問に対する回答	令和7年10月17日（金）17時00分までに公表
(4)	参加表明書の提出期限	令和7年10月20日（月）17時15分まで
(5)	提案資格の確認結果通知	令和7年10月22日（水）
(6)	企画提案書の提出期限	令和7年10月23日（木）17時15分まで
(7)	プレゼンテーション	令和7年10月28日（火）
(8)	審査結果の通知書発送	令和7年10月31日（金）
(9)	契約締結	令和7年11月上旬予定

6 応募書類提出先

〒766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10

琴平町観光商工課（琴平町役場庁舎 2 階）

TEL：0877-75-6710 FAX：0877-75-6722

メール：kankousyokou@town.kotohira.lg.jp

7 応募に関する質疑・回答

疑義が生じた場合は、下記の方法により質疑応答するものとする。

- (1) 質疑の受付：電子メールにより質問書（様式4）を用い下記メールアドレスまで送付すること。

メールアドレス：kankousyokou@town.kotohira.lg.jp

- (2) 受付期間：令和7年10月7日（火）から令和7年10月14日（火）まで
（土、日、祝日を除く）
- (3) 受付時間：8：30～12：00、13：00～17：15
- (4) 質疑の回答：質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和7年10月17日（金）17時00分までに町ホームページにおいて公表する。なお、質問回答書は本実施要領の追加または修正として実施要領と同様に取り扱うものとする。また、公表期間は企画提案書等の受付期間終了の10月23日（木）17時15分までとする。

8 選考方法及び評価基準

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により本業務の受託候補者を選定する。提案内容に係る評価項目及び評価基準はP.5のとおりとする。ただし、町で定める基準点（評価点の合計の6割）に満たない場合は受託候補者の対象とはならない。

なお、提案者が1者の場合においても審査を実施し、受託候補者として適して

いると判断した場合は、その提案者を受託候補者として決定する。

(1) 選考方法

選考評価の合計が、最高点の者を受託候補者に選定する。また、2番目に高い者を次点者に選定するものとする。なお、最高得点者が複数いる場合には選定委員会の決するところによる。

(2) 審査結果の公表

選定結果については、令和7年10月31日（金）までに自己の結果のみを結果通知書により、各提案者に通知書を発送する。受託候補者として特定されなかった提案者には、特定されなかった理由を付記するとともに町長に対して説明を求めることができるものとする。

9 留意事項

- (1) 企画提案に要する経費は支給いたしません。
- (2) この業務の遂行上知り得た内容等については、第三者に漏らさないこと。
- (3) 企画提案書等の作成・提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (4) 提出書類については、琴平町情報公開条例第7条各号に掲げる情報を除き、原則として情報公開の対象とします。
- (5) 採否にかかわらず、企画提案書等は返却いたしません。また、いったん受理した書類の受付期間を超えての変更・追加は認めません。

**【令和 7 年度 琴平町カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務
公募型プロポーザル審査基準表】**

評価（100 点満点）

	審査項目	審査内容	点 数
基本事項	1. 方針	・本業務の趣旨を理解した具体的かつ実現可能な企画提案となっているか。	15 点
	2. 事業実績	・類似事業の実績などから、業務を円滑に行うことが期待できるか。	10 点
	3. アプリの安定性	・安定稼働可能なアプリか。	10 点
業務内容等	4. 利便性	・利用者の利便性の向上を図る取組が提案されているか。 ・アプリのダウンロードは簡単にできるか。	15 点
	5. 安全対策	・情報セキュリティを確保する工夫が提案されているか。	10 点
	6. 独自性・創意工夫	・独自の計画の提案があり、情報が確実に配信、伝達される工夫があるか。	15 点
	7. 能力・意欲・フォローアップ	・本業務に対する熱意や工夫が見られるか。 ・フォローアップ体制は十分か。	15 点
	8. 見積額	・10 点×（全提案中最低提案見積額） / （当該提案者の見積金額）	10 点
合計			100 点

※注 意

・審査員 1 名の持ち点は 100 点とし、審査点数の満点はプレゼンテーション当日における審査員数×100 点とする。